

出雲市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和8年（2026）3月26日

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 湯 浅 啓 史

監 査 第 1 9 9 号
令和8年（2026）3月26日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 湯 淺 啓 史

令和7年度（2025）出雲市定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

令和7年度(2025)出雲市定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の対象

令和6年度の財務事務

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入の確保は適正に行われているか。
- (3) 違法、不当又は不経済な支出はないか。
- (4) 収入、支出に係る事務は適正に行われているか。
- (5) 契約事務は適正に行われているか。
- (6) 財産、物品の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (7) 会計処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (9) 過去の定期監査等における監査結果報告に対して必要な措置はとられたか。

4 監査対象部局

- (1) 都市建設部
建設企画課、道路建設課、道路河川維持課（市街地水害対策室を含む。）、地籍調査課、都市計画課（街路整備室を含む。）、建築住宅課（空き家対策室を含む。)
- (2) 上下水道局
下水道管理課（所管の一般会計及び浄化槽設置事業特別会計）
- (3) 健康福祉部
福祉推進課（指導監査室を含む。）、高齢者福祉課、医療介護連携課、健康増進課、市民課、保険年金課
- (4) 商工振興部
産業政策課、商工振興課
- (5) 観光交流部
観光課、インバウンド推進課
- (6) 環境エネルギー部
環境政策課（ゼロカーボン推進室を含む。）、環境施設課

5 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 出雲市監査委員事務局

(2) 日 程 令和7年7月31日から令和8年3月26日まで

7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 神 門 三千夫

出雲市識見監査委員 射 場 かよ子

出雲市議選監査委員 湯 淺 啓 史

第2 監査の結果

概要

監査対象部局の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部について不適正な事案があった。

監査の結果、特に措置を講ずる必要があるものとして勧告とした事項、改善を要するものとして指摘、注意した事項は次のとおりである。

勧告・指摘・注意した項目数

項目 処置の区分	共通事項	収入事務	支出事務	契約事務	財産事務	合計
勧告	3	0	0	0	1	4
指摘事項	0	4	4	3	10	21
注意事項	0	5	9	12	11	37
合計	3	9	13	15	22	62

※勧告

特に措置を講ずる必要があるもの

※指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするものであり、適時措置状況を報告するよう求める。

- 1 法令(条例、規則その他の例規を含む。)に違反したものの又は不当なもので重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

※注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

1 共通事項(過去の指摘事項についての措置の状況等)

勧告

- (1) 令和4年度から7年度にわたり、十分な確認をしないまま事実と異なる報告を継続していた。

・指定管理者の消防計画作成に係る報告(観光課)

[地方自治法第199条第8項、地方公務員法第32条、第33条]

- (2) 令和4年度定期監査で指摘事項とした事案にもかかわらず、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、未だに承認手続を行っていなかった。

・ご縁広場(観光課)

[地方自治法第244条の2第9項、出雲市ご縁広場の設置及び管理に関する条例第18条第2項]

- (3) 令和4年度定期監査で指摘事項とした事案にもかかわらず、利用料金の減免及び還付に関

する基準について、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるべきところ、未だに承認
手続を行っていなかった。

- ・立久恵峡わかあゆの里、木綿街道交流館、八雲風穴公園、目田森林公園、タラソテラピー(海
洋療法)施設、見晴らしの丘公園、うさぎ森林公園、ひかわ美人の湯、道の駅湯の川、ご縁広
場(観光課)

[地方自治法第244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]

指摘事項

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

注意事項

今回の監査の範囲において、注意する事項は認められなかった。

2 収入事務

指摘事項

- (1) 歳入と歳出を相殺して収入した後、総計予算主義の原則に従った収入、支出の手続を行っ
ていなかった。

- ・公衆電話委託手数料収入(都市計画課)

[地方自治法第210条]

- (2) 過年度分の収入未済金について調定が行われていなかった。

- ・土地区画整理事業清算金収入未済金(都市計画課)

[出雲市会計規則第19条]

- (3) 機器の仕様上の制約に対応するため、条例で定める使用料を「市長が必要と認める場合」と
判断して恒常的に減額していた。

- ・すぱーく出雲屋内ゲートボール場照明及びクラブハウス冷暖房設備使用料(健康増進課)

[すぱーく出雲の設置及び管理に関する条例第11条、すぱーく出雲の設置及び管理に関する条
例施行規則第4条第1項第4号、施設使用料の減免に関する指針]

- (4) 前回の定期監査で注意事項としていたにもかかわらず、行政財産使用料を条例で規定された
前納としていなかった。

- ・いりすの丘公園内の施設ほか(観光課)

[出雲市行政財産使用料条例第3条]

注意事項

- (1) 2会計年度以上にわたる占用料の翌年度以降に係る分について、条例で規定された年度初め
に徴収していなかった。(1課)

- (2) 普通財産の貸付けの起案について、管財契約課長に合議されていなかった。(1課)

- (3) 行政財産使用料の積算において、条例で規定されていない面積の端数処理を行っていた。

(2課)

- (4) 行政財産使用料を条例で規定された前納としないことについての手続が適切ではなかった。

(1課)

(5) 機器の仕様上の制約に対応するため、冷暖房使用の有無で減免額を調整していた。(1課)

3 支出事務

指摘事項

- (1) 入札に付し、契約すべき案件について、分割発注して請求書払いとしていた。
- ・頭名線除草業務(道路河川維持課)
 - ・障がい者基幹相談支援センター開設備品購入(福祉推進課)
[地方自治法第234条、出雲市契約規則第21条、第22条]
- (2) 要綱を拡大解釈して運用したことにより、根拠のない不適切な収支となっていた。
- ・出雲市手話通訳者等派遣事業(福祉推進課)
[出雲市手話通訳者等派遣事業実施要綱第4条、第6条]
- (3) 交付要綱を誤認し、補助金額を確定していた。
- ・出雲市花のまち出雲推進事業支援補助金(観光課)
[出雲市花のまち出雲推進事業支援補助金交付要綱第2条第1項、出雲市補助金等交付規則第12条]
- (4) 補助金の確定に当たり、補助対象経費の精査が不十分だった。
- ・出雲市在宅医療介護連携推進団体補助金(医療介護連携課)
 - ・令和6年度出雲環境センター設置に伴う合併処理浄化槽維持管理費補助金(環境施設課)
[出雲市補助金交付規則第12条]

注意事項

- (1) 契約すべき案件について、分割発注して請求書払いとしていた。(4課)
- (2) 支出費目が誤っていた。(1課)
- (3) 支払が遅延しているものがあつた。(1課)
- (4) 前渡資金の精算を速やかに行っていなかった。(2課)
- (5) 旅費の精算を速やかに行っていなかった。(2課)
- (6) 交付決定起案の決裁者について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。(1課)
- (7) 債務負担行為が設定されていなかった。(1課)
- (8) 「不適正な経理処理に対する再発防止策」を指導していなかった。(1課)
- (9) 補助金等の額の確定に当たり、証ひょう等の原本確認について、起案文書に記載していなかった。(1課)

4 契約事務

指摘事項

- (1) 仕様書の作成にあたり、一部の項目において客観的数値の明記を欠いた上、委託業務の実績が当初計画から大幅に乖離したにもかかわらず実態に即した仕様の変更及びそれに伴う変更契約を行わなかった。
- ・令和6年度出雲周遊観光タクシー・バスツアー造成事業実施業務(観光課)
[地方自治法第2条第14項]
- (2) 会計年度独立の原則を逸脱し、次年度以降分を含む2か年分のガイドブックを作成していた。

- ・出雲市ごみの分け方・出し方ガイドブック（環境施設課）

[地方自治法第 208 条第 2 項]

(3) 入札に付し契約すべき備品購入について、分割発注して随意契約していた。

- ・クリーンセンターコンテナ購入（環境施設課）

[地方自治法第 234 条、出雲市契約規則第 3 条から第 17 条まで]

注意事項

- (1) 業務完了報告書の確認が不十分なまま支払いを行っていた。（1 課）
- (2) 緊急工事の判断過程において、透明性・客観性が不十分であった。（1 課）
- (3) 仕様書に定めた内容に変更があったにもかかわらず、変更契約されていなかった。（2 課）
- (4) 検査調書の契約金額に誤記があった。（1 課）
- (5) 検査職員を任命しないまま検査をしていた。（2 課）
- (6) 提出された精算書類の日付に誤記があったが、訂正を求めず受領し契約を完了していた。（1 課）
- (7) 仕様書に定めた成果物が提出されていなかったにもかかわらず検査を合格としていた。（1 課）
- (8) 提出された見積書の受注者所在地に誤記があったが、訂正を求めず受領し契約を完了していた。（1 課）
- (9) 検査調書が作成されていなかった。（1 課）
- (10) 第三者への再委託に当たり、書面による承諾をしていなかった。（1 課）
- (11) 単年度限定の公募条件にもかかわらず、次年度以降も随意契約を継続していた。（1 課）
- (12) 着手日は契約日の翌日とすべきところ、3 日後の日付となっていた。（1 課）

5 財産事務

勧告

(1-1) 令和 4 年度定期監査で注意事項としていた事案について、損害保険に加入していないにもかかわらず、加入したと監査委員に対し虚偽の報告をし、調査時点現在も加入していなかった。

- ・五右衛門川河川公園施設（都市計画課）

(1-2) 令和 4 年度定期監査で注意事項としていた事案について、財産台帳に登録していないにもかかわらず、登録したと監査委員に対し虚偽の報告をし、調査時点現在も登録していなかった。

- ・叶玉の滝駐車場（観光課）

(1-3) 令和 4 年度定期監査で指摘事項としていた事案について、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、利用料金の市長承認手続きをしていないにもかかわらず、手続きをしたと監査委員に対し虚偽の報告をし、調査時点現在も手続きしていなかった。

- ・立久恵峡わかあゆの里（観光課）

[地方自治法第 199 条第 8 項、地方公務員法第 32 条、第 33 条]

指摘事項

- (1) 指定管理者が公園内へ自動販売機を設置していたが、占用許可申請を提出させていなかった。
 - ・真幸ヶ丘公園（都市計画課）
[出雲市都市公園条例第3条]
- (2) 指定管理者が施設内へ自動販売機を設置していたが、行政財産目的外使用許可申請を提出させていなかった。
 - ・出雲市ご縁広場、タラソテラピー施設、道の駅キララ多伎（観光課）
[出雲市財産規則第19条]
- (3) 令和4年度定期監査で注意事項としたにもかかわらず、行政財産目的外使用許可について、再び事務決裁規程による決裁区分としていなかった。
 - ・古紙回収ステーション使用許可（環境施設課）
[出雲市事務決裁規程第5条別表第1]
- (4) 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めていなかった。
 - ・平成スポーツ公園（保養施設）（健康増進課）
[地方自治法第244条の2第9項、平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第28条第2項]
- (5) 財産台帳の登録内容に不備があったにもかかわらず、長期間修正されていなかった。
 - ・直江一式飾り館、道の駅湯の川、出雲いりすの丘公園、ひかわ美人の湯、立久恵峡遊歩道（観光課）
[出雲市財産規則第14条第1項]
- (6) 確認不足により、本来損害保険を掛けるべき物件に長期間、損害保険を掛けていなかった。
 - ・ビーチクリーナー車庫（観光課）
[出雲市財産規則第10条]
- (7) 行政財産目的外使用許可について、決裁権者印や公印審査印を確認することなく、許可証を交付していた。
 - ・すさのおの郷郵便差出箱、日御碕駐車場トイレ自動販売機設置、みせん広場トイレ自動販売機設置、稲佐の浜トイレ自動販売機設置、神門通り交通広場トイレ自動販売機設置、吐玉の滝駐車場公共工事現場事務所及び資材置き場設置（観光課）
[出雲市文書管理規則第41条、出雲市公印規則第9条]
- (8) 特定防火対象物である指定管理施設において、消防設備点検の実施状況を施設の設置責任者として十分に監督していなかった。
 - ・うさぎ森林公園（観光課）
[消防法第8条第1項]
- (9) 消防訓練が必要な直営施設において、消防訓練を実施していなかった。
 - ・出雲斎場（環境政策課）
[消防法第8条第1項]
- (10) 消防設備点検が必要な直営施設において、消防設備点検を実施していなかった。
 - ・すさのおの郷（観光課）
[消防法第17条の3の3]

注意事項

- (1) 備品登録手続を速やかに行っていなかった。(2課)
- (2) 備品登録手続の不備のため、備品廃棄手続ができなかった。(1課)
- (3) 備品の廃棄手続を行っていなかった。(5課)
- (4) 財産台帳の登録内容に不備があった。(3課)
- (5) 借受けている土地の使用手続を行っていなかった。(1課)
- (6) 行政財産目的外使用許可について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。
(1課)
- (7) 条例に規定されていない占用許可を行っていた。(1課)
- (8) 車両台帳の登録に不備があった。(6課)
- (9) 指定管理施設において、消防設備点検報告書で不良箇所の報告があったにもかかわらず、
速やかに修繕していなかった。(1課)
- (10) 損害保険を掛けるべき財産に保険を掛けていなかった。(1課)
- (11) 直営施設の使用許可に係る決裁について、条例に規定された手続を行っていなかった。
(1課)

第3 監査の結果に基づく監査意見

1 収入事務

(1) 「市長が特に必要と認めた場合」の適用について

施設使用料収入の減免措置において、「市長が特に必要と認めた場合」という規定を安易に適用し、例外的な措置が常態化しているものや、減免額の算定根拠が不明確なものが見受けられた。減免の運用については、平成29年度の定期監査報告書で、「施設間あるいは利用者間で不公平とならないよう、必要に応じて減免の判断基準の明確化や運用の適正化が図られるよう検討していただきたい」との意見を付しており、これを受け、令和3年5月に「施設使用料の減免に関する指針」が策定されている。全庁において、改めてこの指針の趣旨を再確認し、より一層の適正な運用に努められたい。

条例における「市長が特に必要と認めた場合」との規定は、行政に一定の裁量を付与するものであるが、あくまでも限定的かつ例外的な措置である。使用料に限らず、この規定の適用にあたっては、安易な運用を厳に慎み、適用の根拠を明確に記録するなど、市民に対する説明責任を果たし、公平性を確保した上での慎重かつ厳格な執行を強く求める。

(2) 条例遵守と事務執行の適正化について

収入事務において、条例や規則の規定に則っていない事例が散見された。条例は市の最高規範であることを改めて認識し、全ての職場において、今一度条例の趣旨及び規定を精査し、全庁的なコンプライアンス意識の向上を図るとともに、適正な事務執行を徹底されたい。

2 支出事務

(1) 切手の管理について

今回の監査では、切手の管理が不十分な事案が複数あった。切手は換金可能であることから、紛失や不正使用のリスクを最小限に抑えるため、管理体制を速やかに整備する必要がある。具体的には、管理簿の作成、鍵付きの保管場所の確保、使用時や受入時の確認手順の明確化など、適切な切手の管理を図っていただきたい。

(2) 分割発注について

同一の業務や物品について、一括して入札に付し、契約を締結すべきところ、分割発注をすることで競争入札を回避していた事例が見られた。また、競争入札に至らない金額であっても、同様に分割発注を行い、契約手続を回避している事例も確認された。このような分割発注により、競争入札の機会が失われ、不要なコストがかかることから、地方自治法第2条第14項に規定される「最小の経費で最大の効果」を挙げる原則に反しているといえる。さらにこうした手法は、自治体と業者との不適切な関係を招く温床となりやすく、内部統制が機能していない。

分割発注は、いかなる理由があつたとしても、適正な調達方法ではないという認識を職員全体で共有するとともに、担当課に任せることなく、全庁的な観点から分割発注の現状を把握・検証し、適正な契約事務を速やかに実践していただきたい。また、関係する事業者にも周知を図り、注意喚起を行うことも必要である。

一方で、入札を行っても業者の参加がないため、苦慮している事例もあった。事業者の入札参加を促進するために、適正な単価設定を行っていただきたい。

【地方自治法第2条第14項】…地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

3 契約事務

(1) 会計年度独立の原則

今回の監査で、適切な予算措置を行っていないにもかかわらず、次年度以降分を含む数量を発注していた事案があった。

地方自治法第208条第2項に規定される会計年度独立の原則に基づき、当該年度に必要な量を合理的に積算した上で発注していただきたい。

【地方自治法第208条第2項】…各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

(2) 公募型プロポーザル審査について

公募型プロポーザル実施時の公募条件が単年度であった上に、次年度以降、金額や内容に変更があったにもかかわらず随意契約が継続されている事案があった。これは、他事業者の参入機会を不当に制限するものであり、契約の公平性及び競争性を損なっている。今後は、再度のプロポーザル審査を実施するなど、適正な措置を講じられたい。

【公募型プロポーザル審査】…価格だけでなく、実績や提案内容を総合評価して、最も適した事業者を公募で選ぶ契約方式であり、随意契約のひとつである。

(3) 仕様書の変更に伴う変更契約の手続について

昨年度の定期監査報告書で、「契約事務の手続について、仕様書で定められた業務内容や業務回数に変更になった場合、契約金額や委託期間が変わらないことから変更契約の手続を行っていない事案が見受けられた。仕様書の変更をしないまま契約を継続した場合、後にトラブルが発生した時に対応できない可能性がある。」と意見を述べたところである。

しかしながら、今回の監査においても、仕様書に記載されている実施回数と実際の回数が大きく乖離しているにもかかわらず変更契約の手続が行われていなかった事案が複数あった。

中には、不適正な仕様書を作成した上、それを根拠に変更契約をしなかった事案があった。こうした対応は極めて不適切であり、速やかな改善を求めるものである。仕様書は、契約の同一性を保持するための重要な根拠であり、実態と異なる状態で放置することは、履行確認において受注者との認識のずれを生じさせる要因となる。また、業務回数の減少が契約金額に反映されないままでは、受注者に過払いを行ったという不適切な公金支出に繋がるおそれがある。

受注者との間で意思疎通を十分に図ることで、実態と契約内容に乖離が生じないよう契約管理を厳格に行っていただきたい。

(4) 検査事務について

今回の監査では、検査職員を任命しないまま検査し支払をしていた事案、検査調書内の契約金額に誤記があった事案、仕様書に定めた成果物が提出されていないにもかかわらず検査を合格としていた事案などがあった。これらの事案は、検査事務という公金支出の妥当性を証明する手続が形がい化しているあらわれである。

所属長には、検査事務が、公金支出の適正な執行を果たす重要な手続であると認識するとともに、担当者の不注意と片付けることなく、管理監督者としての責務を確実に果たしていただきたい。

4 財産事務

(1) 公有財産や備品に異動が生じた際の事務手続及び法令に基づく財産管理の徹底について

昨年度の監査においても、財産や備品の取得・除却時の適正な手続を求めたが、依然として台帳への登録不備や手続の失念が散見された。

公有財産及び備品の管理においては、車両や備品の未登録や建物共済保険の付保漏れや廃棄手続を怠っていた事例があった。これらは市の資産を適切に管理する上で重大な不備となることから、出雲市財産規則及び出雲市物品管理規則の規定に基づいて、異動の都度、正確かつ速やかに台帳更新や関連する手続を行う必要がある。

また、自動販売機の設置に係る許可手続の失念や、条例に基づかない占用の許可などもあった。これは適正な手続を逸脱しているため十分に注意していただきたい。

さらに、消防法に基づく訓練・設備点検の未実施や点検結果不良箇所の修繕放置が見られた。市民の生命に関わる深刻な事態であり、施設の設置責任者としての監督責任は極めて重いため、施設任せにせず、必要な点検等が漏れることのないよう厳格な管理を求めるものである。

5 むすび

今回の定期監査における事務調査の結果、前回の監査で「指摘事項」、「注意事項」とした事案について、実際には未処理のままであるにもかかわらず、その後改善措置が完了したとして、事実と異なる報告がされていた事案が判明した。また、前回の監査調書での誤った報告が、その後も数年間にわたり確認されないまま、誤った状態で報告され続けている事案も確認された。

このような虚偽の報告は、組織の信頼性と法令遵守の根幹を揺るがし、公務に対する市民の信頼を著しく損なう行為である。今後は同様な事態を招かぬよう、監査制度の意義を正しく理解し、誠実に報告する義務があることを再認識しなければならない。

また、過去の監査における指摘事項等について、その改善が遅延している状況が散見された。指摘等を受けた部署においては、速やかに、かつ確実に改善するよう強く求める。特に、類似の指摘等が繰り返されている状況については、指摘内容の重大性を真摯に受け止めるべき危機感が組織全体で著しく欠如していると言わざるを得ない。今後は、文書での注意喚起にとどまらず、実例をふまえた研修の実施等により、全職員が確実に情報共有を図ることで、再発防止を徹底されたい。

チェック体制の不備、過度な業務負担、あるいは組織運営の在り方といった多角的な視点から、原因の究明と責任の所在を明確にした上で、組織として抜本的な対策を速やかに講じられたい。

令和 8 年度からは、DX を用いた業務の効率化を目指すべく電子決裁システムが導入される一方、適正な財務事務を確保するための内部統制において中心的な役割を担っていた会計課が廃止される。新たな体制下において、決裁者によるチェック機能は、従来以上に重要な役割を担うこととなる。決裁者が、確実な審査・確認を行えるよう、チェックリストの導入など、実効性のある審査体制を構築する必要がある。

今年度から開始されたリスク管理の取組は、組織運営における潜在的なリスクを事前に洗い出し、適切な対応を講じる上で極めて重要である。リスクの発生可能性や影響度については、定期的に見直しを行い、常に最新の状況を反映させることが肝要である。この取組が、実効性の高いものとなるよう、さらなる充実を図っていただきたい。

事務担当者、管理監督者も含め、職務階層に応じた継続的な研修を実施する等により、職員の法令遵守意識の徹底及び正しい知識の習得を図ることで、市全体で財務事務の適正処理を確実に実行されることを改めて要望する。